

平成 25 年度第 3 1 回人事委員会臨時会会議結果

1 開催日時 平成 26 年 3 月 6 日 (木) 午前 10 時 00 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 伊藤 方子
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 義昭
総括課長 花山 智行

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、議案第 3 号、議案第 4 号、協議事項 1、協議事項 2、協議事項 3 及び協議事項 4 を非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号	給料の特別調整額に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 2 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 3 号	職員の選考による昇任の決定について	(非公開)
議案第 4 号	不利益処分についての不服申立て (24 人委 (不) 第 1 号事案) の裁決について	(非公開)
協議事項 1	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について	(非公開)
協議事項 2	職員の配偶者同行休業に関する規則の制定について	(非公開)
協議事項 3	平成 26 年度岩手県職員採用試験等の実施について	(非公開)
協議事項 4	職の新設に伴う格付けについて	(非公開)

5 審議の状況 (結果)

(1) 公開とした会議 資料はこちら
〔議案第 1 号〕

警察本部の組織改編に伴い、給料の特別調整額に関する規則の一部を改正することについて、決定した。

〔議案第 2 号〕 資料はこちら

特別休暇の夏期休暇の付与日数を 5 日に改正するとともに、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正することについて、決定した。

(2) 非公開とした会議

〔議案第 3 号〕

企業局から申請のあった者に係る選考による昇任の決定について、決定した。

〔議案第 4 号〕

不利益処分の不服申立て (24 人委 (不) 第 1 号事案) の裁決について、決定した。

〔協議事項1〕

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について、協議した。

〔協議事項2〕

職員の配偶者同行休業に関する規則の制定について、協議した。

〔協議事項3〕

平成26年度岩手県職員採用試験等の実施について、協議した。

〔協議事項4〕

職の新設に伴う格付けについて、協議した。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

FAX 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第1号

給料の特別調整額に関する規則の一部改正について

平成26年3月6日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

組織改編等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

警察本部の組織改編等に伴い、所要の改正をすること。（別表第1関係）

第3 施行期日（附則関係）

平成26年3月27日から施行すること。

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
組 織	区 分						組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
[略]							[略]						
警 察	本 部 等	[略]				[略]	警 察	本 部 等	[略]				[略]
						給与調 査官 <u>災害復 興推進 室長</u> 広報官 [略] 指導監 査室長 厚生調 査官 [略] 生活安 全調査 官 地域実 務指導 室長 [略] 性犯罪 捜査指						給与調 査官 広報官 [略] 指導監 査室長 <u>災害復 興推進 室長</u> 厚生調 査官 [略] 生活安 全調査 官 <u>人身安 全対策 室長</u> 地域実 務指導 室長 [略] 性犯罪 捜査指	

		導官 <u>捜査指</u> 導官 意見聴 取官 [略]				導官 <u>知能犯</u> <u>捜査指</u> 導官 意見聴 取官 [略]	
[略]				[略]			
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、平成26年3月27日から施行する。

給料の特別調整額に関する規則の一部改正について

H26.3.6 人事委員会事務局

1 改正の趣旨

先の委員会で協議済みである警察本部の平成 26 年度組織改編等による職の新設等に伴い、給料の特別調整額に関する規則別表第 1 に掲げる職（以下「指定職」という。）について所要の改正を行うこと。

2 改正内容

(1) 内部組織の変更に伴う改正

災害復興推進室を警務部警務課から警務部会計課に移設することに伴い、指定職の並び順を警察本部の組織規則及び組織規程の建制順に改めること。

並び順を改正する職	給料表	職務の級	給料の特別調整の区分
災害復興推進室長（警視）	公安職	6 級	5 種

(2) 職の新設に伴う改正

生活安全部生活安全企画課に人身安全対策室を設置することに伴い、職を新設すること。

新設する職	給料表	職務の級	給料の特別調整の区分
人身安全対策室長（警視）	公安職	6 級	5 種

(3) 職名の変更に伴う改正

「捜査指導官」の職名を「知能犯捜査指導官」に改称すること。

改称する職		給料表	職務の級	給料の特別調整の区分
変更前	変更後			
捜査指導官（警視）	知能犯捜査指導官（警視）	公安職	6 級	5 種

(4) 施行日

平成 26 年 3 月 27 日（木）

【参考】

- ・ 岩手県警察組織規則
 - ・ 岩手県警察組織規程
- 改正後の建制順（抜粋）

部	課	改正前	改正後
		① 警務調査官 ② 人事調査官 ③ 企画室長 ④ 給与調査官 ⑤ 災害復興推進室長	① 警務調査官 ② 人事調査官 ③ 企画室長 ④ 給与調査官
警務部	警務課	① 警務調査官 ② 人事調査官 ③ 企画室長 ④ 給与調査官 ⑤ 災害復興推進室長	① 警務調査官 ② 人事調査官 ③ 企画室長 ④ 給与調査官
	会計課	① 会計調査官 ② 施設調査官 ③ 指導監査室長	① 会計調査官 ② 施設調査官 ③ 指導監査室長 ④ 災害復興推進室長
生活安全部	生活安全企画課	① 生活安全調査官	① 生活安全調査官 ② 人身安全対策室長【新設】
刑事部	捜査第二課	① 捜査指導官	① 知能犯捜査指導官【改称】

議案第 2 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について

平成26年 3 月 6 日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第 1 趣旨

特別休暇の夏季休暇の付与日数を 5 日に改正するとともに、地方独立行政
法人法の一部改正等に伴い所要の整備をしようとするものである。

第 2 規則案の内容

- (1) 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、所要の整備をすること。（第 9
条の 3 関係）
- (2) 予防接種法の一部改正に伴い、所要の整備をすること。（第 12 条関係）
- (3) 特別休暇の夏季休暇について、付与日数を 5 日とすること。（第 12 条関
係）
- (4) その他所要の整備をすること。（第 2 条、第 7 条の 2 関係）

第 3 施行期日（附則関係）

平成26年 4 月 1 日から施行すること。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(研究職員等の勤務時間の割振りの基準等)</p> <p>第2条 勤務時間等条例第3条第3項の人事委員会規則で定める職員は、人事委員会の定める試験研究機関等（以下この条において「試験研究機関等」という。）に勤務する職員のうち、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第5条第1項第4号の研究職給料表の適用を受ける職員（試験研究機関等の長、次長等を除く。）、試験研究に関する業務の遂行を支援する業務で人事委員会が指定するものに従事する職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）第3条の規定により任期を定めて採用された職員（次条において「研究職員等」という。）とする。</p> <p>（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第77条第1項</u>に規定する地域生活支援事業のうち人事委員会が別に定めるものを行う施設</p> <p>(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>第9条の3 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第55条</u>に規定する一般地方独立行政法人</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(特別休暇)</p>	<p>(研究職員等の勤務時間の割振りの基準等)</p> <p>第2条 勤務時間等条例第3条第3項の人事委員会規則で定める職員は、人事委員会の定める試験研究機関等（以下この条において「試験研究機関等」という。）に勤務する職員のうち、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。<u>以下「給与条例」という。</u>）第5条第1項第4号の研究職給料表の適用を受ける職員（試験研究機関等の長、次長等を除く。）、試験研究に関する業務の遂行を支援する業務で人事委員会が指定するものに従事する職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）第3条の規定により任期を定めて採用された職員（次条において「研究職員等」という。）とする。</p> <p>（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第77条</u>に規定する地域生活支援事業のうち人事委員会が別に定めるものを行う施設</p> <p>(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>第9条の3 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第8条第3項</u>に規定する一般地方独立行政法人</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(特別休暇)</p>

<p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が予防接種法（昭和23年法律第68号）<u>第3条第1項</u>の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他人事委員会が定める場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(17)～(21) [略]</p> <p>(22) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における週休日等を除く原則として連続する<u>4日</u>の範囲内の期間</p> <p>(23)～(26) [略]</p>	<p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が予防接種法（昭和23年法律第68号）<u>第5条第1項</u>の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他人事委員会が定める場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(17)～(21) [略]</p> <p>(22) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における週休日等を除く原則として連続する<u>5日</u>の範囲内の期間</p> <p>(23)～(26) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について

H26.3.6 人事委員会事務局

1 改正の趣旨

特別休暇の夏季休暇の付与日数を拡大するとともに、地方独立行政法人法の一部改正等に伴い、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「勤務時間等規則」という。）の規定における引用条項の整備をしようとするものである。

2 法令改正に伴う勤務時間等規則の改正について

(1) 地方独立行政法人法の一部改正に伴う勤務時間等規則の改正

ア 地方独立行政法人法の一部改正について

(ア) 法改正の趣旨（第3次一括法※）

国が法令で地方公共団体の事務の実施やその方法を制限している「義務付け・枠付け」については、地方分権改革を進めるため順次見直しを実施（第1次・第2次一括法が成立）しているところである。

一般の第4次見直しにおいては、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて取組を行い、第3次見直しのうち法律の改正により措置すべき事項と併せて、関係法律の整備を行うもの。

※「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）」⇒ 附則第14条において「地方独立行政法人法」の一部改正が行われたこと。

(イ) 法改正の概要

地方独立行政法人の「合併に関する手続」及び「資本金の減少に関する手続」を定めることとする。

(ウ) 法律の施行日

平成25年6月14日

イ 勤務時間等規則で地方独立行政法人法を引用している条項

(ア) 第9条の3第2項第1号関係

「一般地方独立行政法人」に使用される者から、引き続き新たに職員となった場合の年次休暇の付与日数を定める規定

(イ) 勤務時間等規則の改正内容

地方独立行政法人法の改正において、「一般地方独立行政法人の定義規定」が置かれる位置の改正が行われたことに伴い、その規定を引用している勤務時間等規則において条項ずれが生じていることから、所要の整備を行うものであること。

現 行	地方独立行政法人法 第55条 に規定する一般地方独立行政法人
改正案	地方独立行政法人法 第8条第3項 に規定する一般地方独立行政法人

〈参考〉地方独立行政法人法における「一般地方独立行政法人の定義規定」の新旧対照表

改正前	改正後
(役員の兼職禁止) 第五十五条 <u>特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。</u>	(定款) 第八条 [略] 2 [略] 3 第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更は、特定地方独立行政法人を <u>特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）</u> とする場合に限り、行うことができる。 4 [略]

(2) 予防接種法の一部改正に伴う勤務時間等規則の改正

ア 予防接種法の一部改正について

(ア) 法改正の趣旨

予防接種施策の総合的な推進を図るため、定期接種の対象疾病の追加等所要の措置を講ずること。

(イ) 法律の施行日

平成 25 年 4 月 1 日

イ 勤務時間等規則で予防接種法を引用している条項

(ア) 第 12 条第 16 号関係（特別休暇：乳幼児の介助休暇）

職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が予防接種、健康診断等を受ける場合で、当該職員の介助が必要と認められるときに取得可能な特別休暇

<乳幼児の介助休暇の概要>

取得日数	必要と認められる期間	
対象者	職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者	
対象事由 【現行規定】	① 予防接種*を受ける場合の介助【 <u>予防接種法第 3 条第 1 項</u> 】⇒ <u>現行引用規定</u>	
	※ 予防接種法で定める次の定期予防接種（H25.3.31 現在）を受ける場合に対象となること。	
	疾 病（1 類疾病）	予 防 接 種 の 対 象 者
	・ジフテリア ・百日せき	第 1 期：生後 3 月から生後 90 月 第 2 期：11 歳以上 13 歳未満（ジフテリア、破傷風のみ）
	・急性灰白髄炎（ポリオ） ・破傷風	第 1 期：生後 12 月から生後 24 月 第 2 期：5 歳以上 7 歳未満のうち就学前 1 年
・麻しん	第 1 期：生後 6 月から生後 90 月 第 2 期：9 歳以上 13 歳未満	
・風しん	生後 1 歳に達するまで	
・日本脳炎		
・結核（BCG）		
	② 健康診断を受ける場合の介助【 <u>学校保健安全法第 11 条</u> 】	
	③ 健康診査 " 【 <u>母子保健法第 12 条、13 条</u> 】	
	④ その他人事委員会が定める場合	

(イ) 勤務時間等規則の改正内容

予防接種法の改正において、「法定の定期予防接種の根拠規定」が置かれる位置の改正が行われたことに伴い、その規定を引用している勤務時間等規則において条項ずれが生じていることから、所要の整備を行うものであること。

現 行	予防接種法 <u>第 3 条第 1 項</u> の予防接種を受ける場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき
改正案	予防接種法 <u>第 5 条第 1 項</u> の予防接種を受ける場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき

<参考 1> 予防接種法における「法定の定期予防接種の根拠規定」の新旧対照表

改正前	改正後
第二章 予防接種の実施	第三章 定期の予防接種等の実施 (市町村長が行う予防接種)
<u>第三条</u> 市町村長は、 <u>一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるもの</u> について、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長（途中略）の指示を受け期日又は期間を指定して、 <u>予防接種を行わなければならない。</u>	<u>第五条</u> 市町村長は、 <u>A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの</u> について、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長（途中略）の指示を受け期日又は期間を指定して、 <u>予防接種を行わなければならない。</u>

<参考 2> 予防接種法に基づく定期予防接種（平成 25 年 4 月 1 日予防接種法改正後に追加された疾病）

疾 病（A類疾病）	予 防 接 種 の 対 象 者	備 考
・H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症	生後 2 月から生後 60 月	新たに定期の予防接種の対象とすること
・ヒトパピローマウイルス感染症	小学 6 年～高校 1 年生相当の女子	

3 特別休暇の改正（第12条第22号関係）

特別休暇の夏季休暇の付与日数を5日とすること。

※ 改正内容については、平成26年1月9日の人事委員会定例会において事前協議済みであること。

4 その他所要の整備

(1) 第2条関係

勤務時間等規則の規定において、「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）」の用語が最初に用いられている第2条で、当該用語の略称規定を置くこと。（略称は、他の条例・規則で用いられている用語と同様に「給与条例」とすること。）

※ 平成22年3月31日人事委員会規則第11号改正において、超勤代休時間の指定に係る条項（第7条の13関係）を追加した際に、略称が定義されないまま、当該条項（第7条の13）の規定で「給与条例」の用語が用いられていることから、関係規定の整備を行うこと。

(2) 第7条の2第2項第3号関係

小学校に就学している子の送迎のため「地域生活支援事業を行う施設」に赴く職員の早出遅出勤務について、対象となる施設を定める規定

<早出遅出勤務の概要>

一日の勤務時間の長さ（7時間45分）を変えることなく、始業及び終業時刻を変更^{*}して勤務することができる。※始業時刻を午前8時から30分を単位として午前9時までの間に設定すること。

対象職員	① 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（小学3年生）を養育する職員
	② 次に掲げる事業を行う施設又は場所に、当該事業を利用する小学生の子を出迎え、又は見送るため赴く職員 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスを行う事業又は放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を行う施設 ・ファミリー・サポート・センターにおける相互援助活動を行う場所 ・<u>地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設</u> 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項」⇒<u>現行引用規定</u> ・放課後子ども教室（文部科学省の補助事業）を行う場所

(注) 対象職員については、子育てに係る早出遅出勤務について抜粋したものであること。

ア 「人事院規則10-11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の運用について」の一部改正について

法律の題名変更（旧：障害者自立支援法）とともに、日中一時支援事業の引用条項について改正が行われたこと。（施行日：平成25年4月1日）

改正前	改正後
第3条関係 1・2 [略] 3 この条の第2号の「人事院の定めるもの」は、 （途中略） <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項</u> に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設（途中略）にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。 4・5 [略]	第3条関係 1・2 [略] 3 この条の第2号の「人事院の定めるもの」は、 （途中略） <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条</u> に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設（途中略）にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。 4・5 [略]

イ 勤務時間等規則の改正内容

本県の早出遅出勤務の要件に係る対象事業の規定は、人事院規則・運用通知に準拠しているところであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）を引用する当該規定について、国の改正に合わせて所要の整備を行うこと。（法律の題名変更に伴う一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日に施行済みであること。）

現 行	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 77 条第 1 項 に規定する地域生活支援事業のうち人事委員会が別に定めるもの*を行う施設
改正案	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 77 条 に規定する地域生活支援事業のうち人事委員会が別に定めるもの*を行う施設

※「人事委員会が別に定めるもの」は、運用通知で「日中一時支援事業」と定めていること。

【参考】 障害者総合支援法による地域生活支援事業について（関係法令等については、添付資料のとおり）

① 事業の目的

障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施。

② 実施主体（都道府県については、省略）

市町村地域生活支援事業（法第 77 条）⇒ **勤務時間等規則で引用する条項**

- ・ 市町村（指定都市、中核市、特別区を含む。都道府県が市町村必須事業を代行可）
- ・ 事業の全部又は一部を団体等に委託又は補助が可能

<必須事業> 障害者総合支援法第 77 条第 1 項

①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、⑩地域活動支援センター機能強化事業

<任意事業> 障害者総合支援法第 77 条第 3 項、地域生活支援事業実施要綱（別記 11）

【日常生活支援】

①福祉ホームの運営、②訪問入浴サービス、③身体障害者自立支援、④生活訓練等、⑤福祉機器リサイクル、⑥ **日中一時支援**、⑦生活サポート、⑧地域移行のための安心生活支援、⑨障害児支援体制整備、⑩巡回支援専門員整備

※ その他「社会参加支援」、「権利擁護支援」、「就業・就労支援」については、省略

5 施行日

平成 26 年 4 月 1 日から施行すること。

⇒ 平成 25 年度の最終の県報発行日（平成 26 年 3 月 28 日（金））に公布予定であること。

《参考資料》

[障害者総合支援法]

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）

第三章 地域生活支援事業

（市町村の地域生活支援事業）

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、**地域生活支援事業**として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業
- 二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業
- 三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）
- 四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業
- 五 障害者に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業
- 六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
- 七 意思疎通支援を行う者を養成する事業
- 八 移動支援事業
- 九 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

必須事業

2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。

3 市町村は、**第一項各号に掲げる事業のほか、**現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、**日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。**

任意事業

[地域生活支援事業実施要綱]

○「地域生活支援事業の実施について」の通知（平成18年8月1日付け障発第0801002号）

地域生活支援事業実施要綱（抄）

（別記11）

任意事業

必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。

○ 事業内容の例

【日常生活支援】

（1）～（5） [略]

（6） 日中一時支援

ア 目的

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

イ 事業内容

- (7) 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行う。
- (イ) 送迎サービスその他適切な支援を市町村の判断により行う。
- (ウ) 事業は、地域のニーズに応じて行う。

なお、本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用できない。

(7)～(11) [略]